

令和6年第1回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和6年2月

目 次

議案第8号	東広島市都市交通マスタープランの改定について……………	1
	(地域振興部地域政策課)	
議案第9号	第3期東広島市教育振興基本計画の策定について……………	4
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	
議案第10号	市道の路線の認定について……………	6
	(建設部建設管理課)	
議案第11号	委託契約の変更について……………	7
	(都市部都市整備課)	
議案第12号	東広島市工場立地法地域準則条例の制定について……………	8
	(産業部産業振興課)	
議案第13号	東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について……………	10
	(総務部総務課)	
議案第14号	職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	11
	(総務部職員課)	
議案第15号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	13
	(財務部財政課)	

議案第16号	東広島市介護保険条例の一部改正について……………	17
	(健康福祉部介護保険課)	
議案第17号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	20
	(健康福祉部国保年金課)	
議案第18号	東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について……………	25
	(こども未来部こども家庭課)	
議案第19号	東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	27
	(こども未来部保育課)	
議案第20号	東広島市企業立地促進条例及び東広島市産業集積促進条例の一部改正について……………	29
	(産業部産業振興課)	
議案第21号	東広島市漁港管理条例の一部改正について……………	31
	(建設部技術企画課)	
議案第22号	東広島市安芸津港港湾施設管理条例の一部改正について……………	33
	(建設部技術企画課)	
議案第23号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について……………	35
	(都市部開発指導課)	

議案第24号	東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正について……………	37
	(都市部住宅課)	
議案第25号	東広島市火災予防条例の一部改正について……………	38
	(消防局予防課)	

議案第8号

東広島市都市交通マスタープランの改定について

(地域振興部地域政策課)

1 提案の理由

都市づくりと交通施策等とを一体的な取組として、総合的に調和のとれた交通施策を体系的に実施していくため、本市における総合的な交通施策の基本方針として定めた東広島市都市交通マスタープランを改定しようとするものである。

2 計画の概要

(1) 目標年次

令和12年

(2) 目指す都市交通の姿

人と環境にやさしく、誰もが自立して安全・快適・自由に移動でき、サービスを享受できる未来都市

(3) 都市交通の目標

豊かで質の高い暮らしを支え、多様な価値や交流の創造に貢献する交通システムの構築

(4) 将来交通計画の基本理念と基本方針

Well-beingに向けたこれからの交通システムの考え方として、「経済性」、「効率性」を追求した「広域」、「高速」、「大量」といった従来の交通システムの構築に加えて、「人を中心」とした交通・移動の選択肢を増やすなかで、「近距離」、「低速」、「小規模」といった視点を加えた重層的な交通システムの構築を目指すため、3つの基本理念及びその基本方針並びにこれらを支えるモビリティ・マネジメントを次のとおり定める。

ア 日常生活を支える交通

日常生活施設が集積する都市拠点内と地域拠点内又は拠点間の移動の円滑化を図り、誰もが安全で快適な暮らしができる移動環境を構築する。

(イ) 生活インフラとしての交通網の構築

通勤、通学、買物、通院等の生活に欠かせない移動を円滑にする交通網を構築する。

(イ) 徒歩・自転車環境の整備促進

近距離移動の主要な手段となる徒歩、自転車移動を円滑にする安全な環境を促進する。

(ウ) バリアフリー化の促進

駅、主要バス停等の交通結節点やその周辺のバリアフリー化を促進する。

イ 都市の活力を促す交通

大学、試験研究機関、産業団地、広域交通拠点等を利便性の高い交通ネットワークで結ぶことで企業立地・企業活動活性化を図るとともに、市域内外の人や物の円滑な流れを促進し、都市の活力向上に寄与する。

(ア) 社会・経済活動を支える交通網の構築

大学、試験研究機関、産業団地等への円滑な人と物の流れを促進する交通網を構築する。

(イ) 広域移動環境の整備

広島空港、新幹線駅、高速道路等へのアクセスを向上させる。

(ウ) 中心市街地のにぎわい創出への貢献

西条駅周辺部分の移動環境の整備により、にぎわいの創出に貢献する。

ウ 持続可能な交通

公共交通を中心とした交通体系環境負荷の軽減、都市の健全な発展と秩序ある整備の両立を図るとともに、公共交通の多面的な効果を発現させることで、将来にわたって持続可能な移動環境を構築する。

(ア) 環境負荷の軽減

公共交通の利用促進、道路混雑の緩和など、環境にやさしい交通網を構築し、環境負荷の軽減を図る。

(イ) 都市の健全な発展と秩序ある整備につながる交通網の構築

コンパクトで集約型の都市構造を形成するための交通網を構築する。

(ウ) M a a S ・交通D X ・交通G Xの積極的推進

a M a a Sの積極的推進により、都市での活動総量の向上を図る。

- b 自動運転、隊列走行等の最新技術の社会実装など、交通DX・交通GX推進により省人化・施策効果の波及・拡大を図る。
- (エ) 共創型交通への転換による交通の維持・活性化
 - a 観光施設、医療・福祉、教育機関、企業等の新たな公共交通利用者の掘り起こしを行う。
 - b 分野別輸送サービスの利便性向上を図る。
 - c 公共交通のクロスセクター効果を見える化し、交通事業者の経営安定化等を多様な関係者との共創により展開する。
 - d 共創型交通への展開に向けたプロジェクトの深化と運営マネジメント力の向上を図る。

エ モビリティ・マネジメント

一人一人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策を1つの交通施策よりも更に広義に捉え、公共交通等の利用促進と併せて、個別の取組・施策と一緒に展開する。

（根拠条例）

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

- (2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第9号

第3期東広島市教育振興基本計画の策定について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

本市の豊かな自然環境及び歴史・文化遺産、大学をはじめとする多くの学術研究機関並びに豊富な人材を生かした本市ならではの教育施策をより一層推進するため、第3期東広島市教育振興基本計画を策定しようとするものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和10年度まで

(2) 策定の視点

これまでの計画の取組を踏まえつつ、教育のICT化、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念、人口減少という近年の課題等に対処するため、「DXの推進」、「地域共生」及び「過疎化・少子化」を新たな視点として、本市の教育環境を取り巻く課題に対応するための施策を展開していく。

(3) 基本理念

主体的に学び続け、ともに支え合い、豊かな人生を切り拓く「東広島教育」の創造

(4) 基本方針

ア 「生きる力」を育み、一人一人の多様な個性・能力を伸ばす教育の推進

新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、「生きる力」を育み、子供たち一人一人の多様な個性や能力を伸ばす教育を推進する。

イ 全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを実現するため、子供たち一人一人が相互に多様性を認め合い、高め合う学びを充実させ、共生社会の実現に向けた教育を推進する。

ウ 学校、家庭、地域や企業等の連携・協働による社会総がかりでの教育の推進

次代を担う青少年が将来に夢と希望をもち、主体性と創造性をもった人間として健やかに成長し、活動していくことができる安全・安心な社会環境を形成するため、学校、家庭、地域や企業、関係機関等が連携・協働して、社会総がかりでの教育を推進する。

エ 生涯学び、活躍できる環境の整備と学びを通じたまちづくりの推進

市民の豊かな学びを実現するため、市全体が市民の学びを支えるキャンパスとなるよう、身近な学習機会から大学や試験研究機関等と連携した高度で専門的な学習機会にいたるまで、市民が生涯にわたり主体的に学び、その成果を生かすことのできる環境の整備と学びを通じたまちづくりを推進する。

オ 教育DXを含めた安全・安心で充実した教育活動を行うための基盤整備の推進

新しい時代の学びを実現するため、教職員の働きがいや働きやすさなどの魅力を発信し、質の高い人材の確保と育成に努めるとともに、施設・設備の機能を充実させ、教育のデジタル化に向けた基盤整備を推進する。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第10号

市道の路線の認定について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

一般交通の用に供するため、次の路線を市道として認定しようとするものである。

路線名	認定の理由
寺家南68号線	住宅団地内の道路を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
下見55号線	
田口東57号線	
田口東58号線	
御菌宇東84号線	
御菌宇東85号線	
御菌宇西62号線	
米満東15号線	
八本松30号線	
上組25号線	
中組67号線	
宗吉北8号線	
高屋西17号線	
郷58号線	
西高屋駅南北線	西高屋駅南北自由通路の開設に伴う新設道路を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
造賀河戸線	農道の管理の見直しを行った当該農道を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
小松原大芝線	

(根拠法令)

道路法

第8条

- 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第11号

委託契約の変更について

(都市部都市整備課)

1 変更の理由

令和3年2月26日議決第25号により議決を経た西高屋駅南北自由通路等工事委託に関する基本協定について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、委託契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
13億2,029万5,000円	14億7,363万2,000円	1億5,333万7,000円

3 変更後の委託契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市高屋町中島

(2) 契約の相手方

西日本旅客鉄道株式会社

(3) 工期

令和3年2月27日から令和8年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第12号

東広島市工場立地法地域準則条例の制定について

(産業部産業振興課)

1 制定の理由

産業用地を効率的に活用し、市内の産業の活性化を図ることを目的として、工場立地法に規定する緑地面積率等を緩和するための準則を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 区域（第3条関係）

他の準則によることとすることが適切であると認められる区域は、本市の区域のうち、次に掲げるものとする。

ア 都市計画法に規定する準工業地域（以下「準工業地域」という。）

イ 都市計画法に規定する工業地域及び工業専用地域並びに同法に規定する用途地域の定めのない地域（以下「工業地域等」という。）

(2) 緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（第4条関係）

(1)に掲げる区域の緑地面積率及び環境施設面積率（(3)において「緑地面積率等」という。）は、次の表のとおりとする。

区 域	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
工業地域等	100分の5以上	100分の10以上

(3) 敷地が2以上の区域にわたる場合の適用（第5条関係）

特定工場の敷地が準工業地域、工業地域等又はこれらの区域以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における(2)の表の適用については、当該敷地のそれぞれの区域の敷地割合につき、準工業地域又は工業地域等の敷地割合が最も高い場合には当該敷地割合が最も高い区域に係る同表の緑地面積率等を当該敷地の全部に適用し、同表に掲げる区域以外の区域の敷地割合が最も高い場合には同表に掲げる緑地面積率等を当該敷地の全部に適用しない。

(4) 建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合（第6条関係）

準工業地域及び工業地域等における緑地面積率の算定において、緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(5) 本市に隣接する地方公共団体の長との協議（第7条関係）

特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

3 施行期日

令和6年4月1日

（根拠法令）

工場立地法

第4条の2 市町村（一略）は、当該市町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第1項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（一略）を定めることができる。

議案第13号

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する条例の一部改正について

(総務部総務課)

1 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、用語の定義を定めるとともに、同法を引用している規定について所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

(根拠法令)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第9条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（一略）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

一略一

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(11) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

議案第14号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることを可能とするに当たり、関係条例における勤務時間の割振りに係る規定その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 時間外勤務（第1条関係）

週休日とされた日において特に勤務することを命ぜられた場合において、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、所定の時間外勤務手当を支給することとする。

(2) 水道業務に従事する職員の特殊勤務手当（第2条関係）

職員の申告を考慮して割り振られた勤務時間を正規の勤務時間とし、当該勤務時間に対しては、特殊勤務手当を支給しないこととする。

(3) 時間外勤務代休時間（第3条関係）

任命権者は、時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として、職員の申告を考慮して割り振られた勤務時間を正規の勤務時間として、その全部又は一部を指定することができることとする。

3 施行期日

令和6年4月1日

(根拠法令)

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第15号

東広島市手数料条例の一部改正について

(財務部財政課)

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令、建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、新たに徴収する手数料を定め、手数料の額を改定し、並びにその他所要の規定の整備を行うとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正によりこれらの法令の題名が改正されたことに伴い、これらの法令を引用している規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく戸籍に関する事務に係る手数料を次のとおり定める。（別表第1関係）

ア 磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍証明書」という。）又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「除籍証明書」という。）の請求が本籍地以外の市町村長に対してされた場合における当該請求に係る戸籍証明書又は除籍証明書の交付に係る手数料

区 分	名 称	単 位	金 額
戸籍証明書の交付	戸籍謄本・抄本交付手数料	1通につき	450円
除籍証明書の交付	除籍謄本・抄本交付手数料	1通につき	750円

イ 戸籍電子証明書提供用識別符号（戸籍電子証明書（磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をいう。以下同じ。）を識別することができるように付される一定の符号をいう。以下同じ。）及び除籍電子証明書提供用識別符号（除籍電子証明書（磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一

部を証明した電磁的記録をいう。以下同じ。)を識別することができるように付される一定の符号をいう。以下同じ。)の発行(当該発行に係る請求が電子情報処理組織を使用する一定の方法により行われた場合及び当該戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書(除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者にとっては、当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書)の請求を行う場合に係る当該発行を除く。)に係る手数料

区 分	名 称	単 位	金 額
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円

ウ 届書等情報(受理した届書等(届書若しくは申請書又はその他の書類で戸籍の記載をするために必要な一定のものをいう。)の画像情報をいう。以下同じ。)に係る手数料

区 分	名 称	単 位	金 額
届書等情報の内容の証明書の交付	届出・申請の受理又は届書その他の書類記載事項証明書交付手数料	1通につき	350円
届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	届書その他の書類閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき	350円

(2) 建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に合わせて、既存の建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替の工事を行う場合における当該工事に関する制限を緩和する制度に係る認定の申請に係る手数料の額を次のとおり定める。(別表第2の2関係)

区 分	名 称	単 位	金 額
建築物の敷地と道路との関係に関する制限	既存建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替の工事を行う場合の建築物	申請1件につき	27,000円

	の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		
道路内における建築に関する制限	既存建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替の工事を行う場合の道路内における建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	申請1件につき	27,000円

- (3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る危険物施設の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料を次のとおり改定する。（別表第3関係）

区 分	現 行	改 正
危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満のもの	1,180,000円	1,450,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満のもの	1,410,000円	1,720,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満のもの	1,590,000円	1,920,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満のもの	1,950,000円	2,360,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満のもの	2,270,000円	2,740,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000k1以上300,000k1未満のもの	4,550,000円	5,640,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000k1以上400,000k1未満のもの	5,820,000円	7,240,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上のもの	7,070,000円	8,790,000円

- (4) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者に係る高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査に係る手数料のうち、当該許可に係る移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガスを充てんする設備としての許可を要する場合に係るものを次のとおり定める。（別表第3関係）

名 称	単 位	金 額
高圧ガス製造許可申請手数料（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者に限る。）	申請 1 件につき	6,000円

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 戸籍法に基づく事務に係る手数料に関する規定 令和 6 年 3 月 1 日

イ その他の規定 令和 6 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

消防法に基づく事務及び高圧ガス保安法に基づく事務に係る手数料に関する規定は、(1)イに掲げる日以後にされる申請に係る手数料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

議案第16号

東広島市介護保険条例の一部改正について

(健康福祉部介護保険課)

1 改正の理由

被保険者が要介護状態等となることを予防するために実施している事業のうち、一部の事業の位置付けを変更するとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴う介護保険の第1号被保険者に係る保険料の所得区分の見直し等に合わせ、令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料等の改定その他所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 保健福祉事業

地域支援事業として実施していた事業のうち、地域における介護予防支援拠点の運営支援に係る事業を保健福祉事業として実施することとする。(第1条の3関係)

(2) 保険料

第1号被保険者に係る保険料の適用期間を更新し、令和6年度から令和8年度までとするとともに、当該保険料の所得区分及びその年額を次のとおり改定する。(第2条関係)

区分	所得区分		保険料の年額	
	現 行	改 正	現 行	改 正
1	本人が老齢福祉年金の受給者でその属する世帯の全員が市町村民税非課税のもの、生活保護受給者に該当する者又は本人及びその属する世帯の全員が市町村民税非課税の者で前年中の本人の公的年金等の収入金額等が80万円以下であるもの等に該当する者		34,200円	29,484円
2	本人及びその属する世帯の全員が市町村民税非課税の者で、前年中の本人の公的年金等の収入金額等が80万円を超え、120万円以下であるもの等に該当する者		44,460円	44,388円

3	本人及びその属する世帯の全員が市町村民税非課税の者で、前年中の本人の公的年金等の収入金額等が120万円を超えるもの等に該当する者		51,300円	44,712円
4	本人が市町村民税非課税の者で、前年中の公的年金等の収入金額等が80万円以下のもの等に該当する者		58,140円	55,080円
5	本人が市町村民税非課税の者等に該当するもの		68,400円	64,800円
6	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が120万円未満であるもの等に該当する者		82,080円	77,760円
7	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満であるもの等に該当する者		88,920円	84,240円
8	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満であるもの等に該当する者		102,600円	97,200円
9	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満であるもの等に該当する者		116,280円	110,160円
10	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が420万円以上620万円未満であるもの等に該当する者	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満であるもの等に該当する者	123,120円	117,936円
11	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が620万円以上であるもの等に該当する者	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満であるもの等に該当する者	129,960円	121,500円
12	—	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満であるもの等に該当する者	—	128,628円
13	—	本人が市町村民税課税の者で、前年の合計所得金額が720万円以上であるもの	—	129,600円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

令和6年度以後の年度分の保険料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

介護保険法

第129条

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

議案第 17 号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の理由

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等の改定を行うとともに、納税管理人に関する規定その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率等の改定

ア 基礎課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改定する。(第3条、第4条、第5条関係)

区 分		現 行	改 正
所得割額の税率		100分の6.62	100分の7.3
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		2万7,950円	3万1,261円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1万8,294円	2万186円
	特定世帯	9,147円	1万93円
	特定継続世帯	1万3,720円	1万5,139円

イ 後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改定する。(第6条、第7条、第8条関係)

区 分		現 行	改 正
所得割額の税率		100分の2.44	100分の2.79
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		1万288円	1万1,601円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	6,563円	7,491円
	特定世帯	3,281円	3,745円
	特定継続世帯	4,922円	5,618円

ウ 介護納付金課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改定する。（第9条、第10条、第11条関係）

区 分	現 行	改 正
所得割額の税率	100分の2.07	100分の2.09
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	1万605円	1万709円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	5,182円	5,247円

(2) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の減額措置について、その減額する額を次のとおり改定する。（第25条関係）

ア 世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の前年の総所得金額及び山林所得金額の合算額（イ及びウにおいて「合算額」という。）が、43万円を超えない世帯（(3)ア及びイにおいて「10分の7軽減世帯」という。）

(ア) 基礎課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正	
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	1万9,565円	2万1,883円	
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1万2,806円	1万4,131円
	特定世帯	6,403円	7,066円
	特定継続世帯	9,604円	1万598円

(イ) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正	
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	7,202円	8,121円	
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	4,595円	5,244円
	特定世帯	2,297円	2,622円
	特定継続世帯	3,446円	3,933円

(ウ) 介護納付金課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	7,424円	7,497円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	3,628円	3,673円

イ 合算額が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯（(3)ア及びイにおいて「10分の5軽減世帯」という。）

(ア) 基礎課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		1万3,975円	1万5,631円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	9,147円	1万93円
	特定世帯	4,574円	5,047円
	特定継続世帯	6,860円	7,570円

(イ) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		5,144円	5,801円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	3,282円	3,746円
	特定世帯	1,641円	1,873円
	特定継続世帯	2,461円	2,809円

(ウ) 介護納付金課税額から減額する額

区 分	現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	5,303円	5,355円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	2,591円	2,624円

ウ 合算額が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯（(3)ア及びイにおいて「10分の2軽減世帯」という。）

(ア) 基礎課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		5,590円	6,253円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	3,659円	4,038円
	特定世帯	1,830円	2,019円

	特定継続世帯	2,744円	3,028円
--	--------	--------	--------

(イ) 後期高齢者支援金等課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		2,058円	2,321円
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1,313円	1,499円
	特定世帯	657円	749円
	特定継続世帯	985円	1,124円

(ウ) 介護納付金課税額から減額する額

区 分		現 行	改 正
被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		2,121円	2,142円
世帯別平等割額 (1世帯につき)		1,037円	1,050円

- (3) 納税義務者の世帯内に未就学児がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額の減額措置について、被保険者均等割額から未就学児1人につき減額する額を次のとおり改定する。(第25条関係)

ア 基礎課税額の被保険者均等割額

区 分	現 行	改 正
10分の7軽減世帯	4,193円	4,689円
10分の5軽減世帯	6,988円	7,815円
10分の2軽減世帯	1万1,180円	1万2,504円
上記以外の世帯	1万3,975円	1万5,631円

イ 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

区 分	現 行	改 正
10分の7軽減世帯	1,543円	1,740円
10分の5軽減世帯	2,572円	2,900円
10分の2軽減世帯	4,115円	4,640円
上記以外の世帯	5,144円	5,801円

(4) 納税管理人(第27条、第28条関係)

ア 納税管理人の申告等

- (ア) 国民健康保険税の納税義務者は、市内に住所又は居所を有しない場合においては、市の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所(以下「住所等」という。)を有する者(個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から1

0日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならないこととする。

(イ) (ア)にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る国民健康保険税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

イ 納税管理人に係る不申告に関する過料

ア(イ)の認定を受けていない国民健康保険税の納税義務者で納税管理人に係る承認を受けていないものが申告すべき納税管理人について正当な理由なく申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第18号

東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

(こども未来部こども家庭課)

1 改正の要旨

乳幼児等に係る医療費の負担を軽減することを目的として、通院に係る乳幼児等医療費の支給対象となる乳幼児等の範囲を拡大し、受給資格者の要件に係る所得制限を廃止するとともに、乳幼児等医療費からこども医療費への名称の変更その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

現 行	改 正
0歳から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年10月1日等

(2) 経過措置

ア 施行日以後の受給資格の認定について適用する。

イ 施行日以後に行われる医療等に係るこども医療費の給付について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第9条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（一略）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

一略一

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(11) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

議案第19号

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、重要事項の掲示等及び電磁的方法による書面等の交付等に係る基準の見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者にあつては、特定地域型保育事業）の運営についての重要事項に関する規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の選択に資すると認められる重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととする。（第23条関係）
- (2) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が、書面等の交付又は提出に代えて、ファイルに当該書面等に記載すべき事項を記録したものを交付する方法により当該事項を提供する場合において、当該ファイルを調製する記録媒体の種類を限らないこととする。（第53条関係）

3 施行期日

公布の日等

(根拠法令)

子ども・子育て支援法

第34条

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。－略－）を提供しなければならない。

第46条

- 2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

議案第20号

東広島市企業立地促進条例及び東広島市産業集積促進条例の一部改正 について

(産業部産業振興課)

1 改正の理由

本市の産業の継続的な発展に資することを目的として、東広島市企業立地促進条例及び東広島市産業集積促進条例の有効期限を延長するとともに、助成措置に係る指定の申請及び決定並びに指定等の取消しに関する規定その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 指定の申請及び決定（第1条、第2条関係）

市長は、助成措置の指定事業者を指定するときは、必要と認める条件を付することができることとする。

(2) 指定等の取消し（第1条、第2条関係）

市長は、指定事業者が、指定に付された条件に違反したとき、又は正当な理由なく、指定に係る工場等の操業を開始することなく当該指定を受けた日から起算して5年を経過したときは、当該指定又は助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。

(3) 条例の有効期限の延長（第1条、第2条関係）

条例の有効期限を令和11年3月31日まで延長する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 条例の有効期限の延長に関する規定等 公布の日

イ その他の規定 令和6年4月1日

(2) 経過措置

令和6年4月1日以後に指定の申請をする者に係る助成措置について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第21号

東広島市漁港管理条例の一部改正について

(建設部技術企画課)

1 改正の理由

漁港における放置艇をその所有者等に適正に管理させることを目的として、新たにプレジャーボートを係留することができる区域等及び係留に係る使用料を定めるとともに、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) プレジャーボートの係留を目的とする次に掲げる管理漁港施設（以下「プレジャーボート用泊地」という。）の使用をしようとする者は、市長の許可を受けなければならないこととする。（第10条関係）

ア 市長が漁港の区域の目的又は用途を妨げないと認められる範囲内において指定するプレジャーボートを係留させるための区域及びこれへのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該区域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の漁港施設（以下「小型船舶用泊地等」という。）

イ 市長が船舶の航行の安全等の確保及び周辺的生活環境等の保全に支障を及ぼさないと認められる範囲内において指定する、プレジャーボートを暫定的に係留させるための区域及びこれへのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該区域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の漁港施設（以下「暫定係留区域等」という。）

(2) プレジャーボート用泊地を使用する場合における管理漁港施設使用料の額を次のとおり定める。（別表第1関係）

区 分	単 位	金 額
小型船舶用泊地等	1隻当たり船舶の長さ	300円
暫定係留区域等	1メートル1月につき	

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) プレジャーボート用泊地の使用に係る管理漁港施設使用料の徴収の特例

プレジャーボート用泊地の使用に係る管理漁港施設使用料は、令和7年3月31日までの間においては、これを徴収しないものとする。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 2 2 号

東広島市安芸津港港湾施設管理条例の一部改正について

(建設部技術企画課)

1 改正の理由

港湾における放置艇をその所有者等に適正に管理させることを目的として、新たにプレジャーボートを係留することができる区域等及び係留に係る使用料を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) プレジャーボートの係留を目的とする使用にあっては、次に掲げる港湾施設を使用する場合に限り、港湾施設の目的又は用途を妨げない限度において、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて、当該港湾施設の目的以外の目的又は用途以外の用途に使用することができることとする。(第3条関係)

ア 市長が港湾区域の目的又は用途を妨げないと認められる範囲内において指定するプレジャーボートを係留させるための区域及びこれへのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該区域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設(以下「小型船舶用泊地等」という。)

イ 市長が船舶の航行の安全等の確保及び周辺的生活環境等の保全に支障を及ぼさないと認められる範囲内において指定するプレジャーボートを暫定的に係留させるための区域及びこれへのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該区域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設(以下「暫定係留区域等」という。)

(2) 港湾施設を目的以外の目的又は用途以外の用途の使用であって、プレジャーボートの係留を目的として使用する場合における使用料の額を次のとおり定める。(別表第3関係)

使用施設	単 位	金 額
小型船舶用泊地等	1隻当たり船舶の長さ	300円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) プレジャーボートの係留使用に係る使用料の徴収の特例

プレジャーボートの係留使用に係る使用料は、令和7年3月31日までの間においては、これを徴収しないものとする。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 2 3 号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正 について

(都市部開発指導課)

1 改正の要旨

市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関する区域を明確にすることを目的として、当該区域の指定の方法を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

施行日以後初めてされる指定区域の指定の日前にされた開発行為等の許可の申請であって、当該指定の際、許可又は不許可の処分がされていないものに関する許可の基準については、なお従前の例による。

(根拠法令)

都市計画法

第 3 4 条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（一略一）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- (11) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね 5 0 以上の建築物（一略一）が連たんしている地域のうち、災害の防止その他

の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

議案第24号

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

(都市部住宅課)

1 改正の要旨

造賀住宅を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 25 号

東広島市火災予防条例の一部改正について

(消防局予防課)

1 改正の理由

消防法施行令の一部改正に伴い、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備に関する基準について、防火に関する制限の対象の見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

建築物の主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない一部の部分以外の部分が耐火構造等である防火対象物を、主要構造部の全てが耐火構造等である防火対象物と同様に、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の設置に係る基準を緩和する対象とする。(第 59 条、第 62 条関係)

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

